

## 地域通貨まーぶ【運用規約】

### 第1条（目的）

- [1] この規約は、箕面市内において発行する地域通貨「まーぶ」（以下、「まーぶ」と称する）の運用について定めることを目的とする。
- [2] 「まーぶ」の発行により、こどもから高齢者まで地域で生活する人たちの中で、住民相互の交流が生まれること、また特にこどもの夢を叶えることを目的とする。

### 第2条（名称及び価値）

- [1] 地域通貨の名称は「まーぶ」とし、1「まーぶ」は1円相当額とする。
- [2] 「まーぶ」は紙幣方式とし、「100まーぶ」の1種類とする。

### 第3条（使用範囲）

「まーぶ」の使用範囲は、箕面市内とする。

### 第4条（発行主体）

「まーぶ」は、特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝（以下「暮らしづくりネットワーク北芝」という。）が発行する。

### 第5条（会員の構成）

「まーぶ」を使用する会員は次のとおりとし、その登録は暮らしづくりネットワーク北芝が行う。ただし、次の各号に該当する会員の登録がない場合においても、「まーぶ」を所持し、使用した個人は第1号の利用会員、第2号の活動会員とみなす。

- [1] 利用会員：地域貢献活動やボランティア活動を受けたことに対して「まーぶ」でお礼をする個人、地域貢献登録団体・店舗をいう。
- [2] 活動会員：地域貢献活動やボランティア活動をしたことにより、そのお礼を「まーぶ」で受け取る個人、地域貢献登録団体・店舗をいう。
- [3] 協力会員：利用会員や活動会員から「まーぶ」を商品・サービスの対価として受け取る地域貢献登録団体・店舗をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する「風俗営業」に該当する店を営業するものは、協力会員となることができない。

### 第6条（発行場所及び発行対象者）

「まーぶ」の発行場所は暮らしづくりネットワーク北芝とし、その対象者は利用・活動会員とする。「まーぶ」発行希望の利用・活動会員に対して、100まーぶ=100円の支払いに

応じて「まーぶ」を発行するものとする。

#### **第7条（特別会計の設置）**

暮らしづくりネットワーク北芝に地域通貨特別会計を置く。地域通貨特別会計において、「まーぶ」利用者の保護を図るために、「まーぶ」を利用・活動会員に対して発行したときに徴収した会費の全額を現金（円）で保管することとし、第8条ただし書きに定めること以外の目的に支出しないものとする。

#### **第8条（換金）**

「まーぶ」の換金は、原則として行うことができない。ただし、協力会員である地域貢献登録店舗・団体は、提供した商品・サービス等の対価として受け取った「まーぶ」の換金を別に定める様式により暮らしづくりネットワーク北芝に請求し、現金(円)と引き換えることができる。

#### **第9条（補則）**

前条までに定めるもののほか必要な事項は、暮らしづくりネットワーク北芝の代表理事が同法人の理事会の同意を得て別に定めるものとする。

附則 この規約は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。